

五所  
三猿  
文庫

# 平市公報

第十九號

昭和十四年十月十五日

## 縣會議員選舉ニ關スル知事告諭

我が國憲政及自治制布カレテ既ニ五十餘年國威宇内ニ輝キ臣民齊シク宏大無邊ノ皇澤ニ浴スルハ洵ニ感激ニ堪ヘズ、謹ミテ 聖代ノ御鴻業ヲ景仰シ奉リ愈盡忠報國ノ赤誠ヲ捧ゲテ皇運ヲ扶翼シ獻身奉公ニ不抜ニ培ヒ誓ツテ皇謀ヲ翼贊シ奉ラザルベカラズ、惟フニ大日本帝國憲法御制定ニ次デ地方自治ノ制ヲ樹テ地方議會議員公選ノ途ヲ開カセ給ヒシハ一ニ眞ノ選良ヲ得テ地方ノ興隆住民共同ノ福祉啓發ノ爲和衷協同愛郷ノ精神ヲ傾注シ郷土經營ノ實ヲ收メシメ以テ國本ヲ磐石ノ安キニ置キ給ハントスル畏キ 敬慮ト拜察シ奉ル

今ヤ支那事變モ第三年ヲ迎ヘ東亞新秩序ノ下ニ長期建設ノ段階ニ入り帝國不動ノ國是ハ今次歐洲大戰勃發セルモ渝ルコトナク益鋭後ノ護ヲ固ウシ堅忍持久皇國不動ノ天業遂行ニ邁進スベキノ秋來ル九月二十五日執行ノ縣會議員總選舉コソ萬民輔翼ノ臣民道實踐ノ機會ニシテ統後縣民ノ政治道德ニ對スル一大試鍊ナリト信ズ、宜シク現下國民精神總動員ノ本旨ニ徹シ全縣民悉ク第一線ニ奮闘セラル、將士ノ心ヲ心トシ飽ク迄清ク正シク其ノ至誠ヲ選舉ニ反映シ東亞新秩序ノ建設八紘一宇ノ大理想ニ向ヒ邁進シツ、アル帝國ノ大使命ト責任トヲ分任スルノ自覺ト矜持ヲ以テ選舉ヲ通シ統後奉公ノ實ヲ學ゲテ以テ 聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ冀望シテ已マザル所ナリ

昭和十四年九月十五日

福島縣知事 橋 清

本 吉

## 告 示

告示第三六號

昭和十四年九月二十五日執行ノ福島縣會議員平市選舉區選舉會ノ場所及日時左ノ通り定ム

昭和十四年九月十八日

福島縣會議員平市選舉區選舉長 平市長 青沼 鋒 太郎

記

一、選舉會場 平市會議事堂

一、日 時 昭和十四年九月二十五日午後七時ヨリ

告示第三七號

昭和十四年九月二十五日執行ノ福島縣會議員平市第一投票區投票所ヲ平市會議事堂ニ定ム

昭和十四年九月十八日 福島縣平市第一投票區縣會議員投票管理者

福島縣平市長 青沼 鋒 太郎

告示第三八號

昭和十四年九月二十五日執行福島縣會議員平市第二投票區投票所ヲ平第四尋常高等小學校講堂ニ定ム

昭和十四年九月十八日 福島縣平市第二投票區縣會議員投票管理者



- 三、議員候補者ノ何人タルカ確認シ難キモノ 六票
  - 四、丸又ハ綿ノ記セルモノ 一〃
  - 五、白紙ノ儘投函セルモノ 二〃
  - 六、名刺紙片ヲ貼付セルモノ 一〃
  - 七、單ニ雜事ヲ記載セルモノ 五〃
  - 八、其ノ他(同一候補者氏名連記セルモノ) 一〃
- 備考 點字投票ヲナシタルモノ第一投票所ニ於テ十一名アリ

### 國民精神總動員銃後援強化週間實施要項

#### 一、趣旨

銃後援の強化は現下の多難なる國際情勢に處し興亞聖戰の目的を達成するに缺くべからざる事項たるに鑑み茲に銃後援強化週間の設け客年賜はりたる軍人援護に關する 勅語の聖旨を奉體して大に銃後援思想の普及徹底を圖り官民協力以て銃後援の完璧を期せんとす

#### 二、主眼事項

戰歿軍人、傷痍軍人に對する感謝の念を昂揚し以て傷痍軍人、軍人の遺族及家族に對する援護の心操を振起涵養すると共に國民各層の日常生活を通じて之が具現永續を圖る爲其の實踐を強化すること

#### 三、期間

自昭和十四年十月三日 至十月九日 一週間

#### 四、實施要項

##### 1、勅語の捧讀

官公署、學校、各種團體等し於ては週間第一日に昭和十三年十月三日内閣總理大臣を召され賜はりたる軍人援護に關する 勅語を捧讀して聖旨の存するところを一層深く服膺すること

##### 2、慰靈祭祈願祭並遺烈の顯彰

イ、本市に於ては管内官廳、各種團體、學校等と聯絡の上週間實施前に戰歿軍人の墓地清掃を實施すること

ロ、各官廳、各種團體、各學校並に一般人は週間中戰歿軍人の墓參を爲すこと

ハ、各官廳、公共團體、學校、銀行會社事業場等は勿論一般各家庭に於ては毎日正午を期し戰歿軍人の英靈を追悼し傷痍軍人の平癒祈願及出征軍人の武運長久祈願を行ふこと、但し學校に於ては朝禮の際之を爲すも差支なきこと(サイレン梵鐘等を以て同時刻を拜せしむる様豫め手配を爲すこと)

ニ、小學校其の他適宜なる場所に於て戰歿軍人の寫真又は遺品の展覽、等を行ひ故人の遺烈を顯彰すること

ホ、本市は傷痍軍人の平癒祈願及出征軍人の武運長久祈願祭を執行すること

##### 3、生活支援の徹底

イ、傷痍軍人、歸還軍人及軍人の遺族、家族等の就職後の處遇に遺憾なきを期する爲職界紹介所は事業主其の他各種産業關係者の參集を求め當該協議會を開催し職界紹介所連絡委員は求職票を持參して擔當區域内の傷痍軍人、戰歿軍人の遺族、歸還軍人、出征軍人の家族等を訪問し就職希望者の就職斡旋をなす等適宜の措置を講じ以て生活支援の徹底を期すること、尙獨立して業を營む者に對しては其の家業の維持繼續を容易ならしむるやう益隣保相扶の實を擧ぐることに、市銃後奉公會は役員會を開催し銃後援強化に關し再檢討を加へ事業の充實を圖ること

ロ、勤勞奉仕班の活動を強化充實せしめ傷痍軍人、戰歿軍人の遺族及出征軍人、家族等に對する勤勞奉仕を一層徹底せしむること

ニ、青年團、愛國婦人會、國防婦人會は傷痍軍人、戰歿軍人の遺族及出征軍人の家族に對し家業は勿論各種の手傳を爲し生活の支援を爲すこと

ホ、中等學校、青年學校、小學校高學年も同様手傳を爲すこと

ヘ、前三項の班、團、學校は其の後に於ける永續性ある手傳の順序、方法、日程等を作製すること

ト、軍人遺家族、身上相談人、方面委員、遺家族指導員等は身上及家事萬般の相談指導に當り家庭の強化に努めしむること

チ、商業奉仕委員各種産業指導員、技術員は傷痍軍人、戰歿軍人の遺族及出征軍人の家族の産業指導を爲すこと

リ、戰歿軍人の遺族、傷痍軍人及其の家族中負債整理を必要とする向に對しては臨時農付負債處理方に依る手續を指導すること

4、前戰將兵、傷痍軍人、軍人遺族及家族に對する慰安  
イ、銃後奉公會其他各種團體は傷痍軍人及軍人遺族家族の慰安會又は懇談會等を開催し又其の家庭を慰問し慰籍を爲すこと

ロ、市内病院に入院中の傷病兵に對し適當なる慰安の途を講ずること  
ハ、戰歿軍人の遺族、傷痍軍人、出征軍人に對し慰問文、慰問袋等を贈り慰問を爲すこと

ニ、學校に於ても同様の方法を講ずること(學校の慰問袋は生徒兒童の手工製作品、作文、圖畫等を中心とする)

5、接遇改善の徹底  
イ、各種交通機關又は集會場等に於ける傷病軍人に對する坐席讓與の趣旨の徹底を圖る爲劇場、映畫館、興業館、湯屋、旅館、理髮店、交通運輸業者等の參集を求め傷病軍人の精神的物質的優遇に關する協議會を開催し夫々具體的接遇方法を定め申合せを爲さしむる事

ロ、集會場には必ず傷痍軍人席を設けること

ハ、各學校に於ては傷病軍人に對しては何時如何なる場合と雖も感謝の敬禮を爲し且つ坐席を讓與する様實踐指導すること  
ニ、部落常會其他各種の集會の席上を利用し傷病軍人に對しては何時如何なる場合に於ても之に感謝の會釋をする外坐席讓與の徹底を圖ること

6、青少年に對する趣旨の徹底

イ、各學校、青年團に於ては本週間實施の趣旨に關し訓話を行ふ外修身、習字、作文等の教材に之を採取し戰歿軍人及傷痍軍人に對する尊敬感謝の念を涵養せしむると共に戰歿軍人の遺族の名譽に對する認識を深からしめ以て小國民の教化徹底を圖ること

ロ、各學校に於ては可成本週間中に傷病軍人戰歿軍人の遺族出征軍人家族招待學藝會若は運動會を開催し慰安の方法を講ずること  
五、實施上特に留意すべき事項

1、本週間の實施に際しては日常生活に於ける實踐と修練とを第一義とし單なる一時的の催に隨することなく永續性を持たしむる様留意すること  
2、青少年團、宗教團體、教化團體、婦人團體等各種團體は互に緊密なる連絡の下に本運動の實踐的協力をなす様努力すること

### 國民貯蓄組合現勢

昭和十四年七、八、九月ノ三月間ニ於ケル平市貯蓄組合現勢

種別	組合數	組合員數	貯蓄現在高
官公署學校ヲ單位トスルモノ	一一	一、八六〇	一、六八〇圓
軍需關係其ノ他特局ニヨリ所得ノ増加セル會社工場商店等ヲ單位トスルモノ	四	七一九	二、七七四

ト記以外ノ會社工場商店ヲ單位トスルモノ	四九	二三四	一、二五一
部落區町内會ヲ單位トスルモノ	五六	一、八四九	二一、〇七四
其	六九	二、五二五	三五、九八五
合	計 一八九	七、一八七	四三、七九七

### 東北六縣市部財務協議會概況

第二十三回東北六縣市部財務協議會は十月十三、十四日の兩日平市公會堂に於て東北各市部各稅務署長及各縣並各市財務關係者六十七名出席聯會、會議に先ち仙臺稅務監督局管内市部徵稅功勞者に對する感謝狀贈呈式を舉行し、功績概況を披露感謝狀及記念品贈呈、仙臺稅務監督局長式辭、來賓平市長郡山市長、福島稅務署長の祝辭、受賞代表郡山市收へ後の答辭にて閉式次で會議に移り會則に依り開催地市長議長となり、石巻今野稅務課長前回(第二十二回)會議の經過報告あり先づ開催市長挨拶、仙臺稅務監督局長挨拶、次で議事に入り別記各市及稅務署提出の議案に付き提出者の説明あり互に協議研究を重ね建議案は午前中にて審議を了し休議、正午公會堂玄關前に於て記念撮影をなし商會長の午饗會(公會堂日本間)に臨み午後一時再會協議案の審議をなす、提出建議案、協議案は都市行政中最も至難とする財務に關する問題にして殊に稅制改正に伴ふべき各種制度の改正要案等切實なるものあり、午後四時會議事項の全部を議了し市長挨拶及前回主催市石巻稅務課長謝辭ありて閉會、午後六時より住吉本店に於ける仙臺稅務監督局長の招待會に臨みたり

第二日は午前八時四十分公會堂集合午前九時より視察の途に上り片倉警城製糸、賢沼辨財天、江名漁港、小名濱(海産商組合事務所兼食)日曹工場、

國寶阿彌陀堂、入山及磐城炭礦等を視察し午後四時半平着、午後五時より谷口樓に於ける市長招待會に臨み歡談盛大裡に午後七時半散會したり、平市受賞者表彰狀左の如し

#### 感謝狀

大正十二年五月平市書記補ニ就任以來多年稅務ニ敏掌シ銳意事務ノ整理刷新ト納稅成績ノ昂トニ努メラレ其ノ功績洵ニ顯著ナリ仍テ茲ニ記念品ヲ贈呈シ感謝ノ意ヲ表ス

昭和十四年十月十三日

仙臺稅務監督局長 正五位 藤 嘉 藏  
 平市書記須藤鶴之助殿 勳四等

### 平市第三次防空訓練實施

#### 第一期

自十月二十四日午前九時  
 至〃 二十六日第一回空襲警報

警戒警報に應じ傳達し監視通信、交通整理、消防等に關する基本訓練を行ふ(午後五時五分よりは警戒管制を行ひ翌午前五時四十分迄繼續するものとす)

#### 第二期

自十月二十六日第一回空襲警報  
 至〃 二十八日午前七時

空襲警報の傳達、警防團員の出勤、消防訓練燈火管制、交通整理、待避、防毒救護、避難配給工作、防空監視等綜合訓練を行ふ(午後五時五分よりは警報に應じ空襲管制を行ふ)

#### 第三期

自十月二十八日午前七時 假想敵飛行機の行動に基き實戰的綜合訓練を至〃三十日警戒警報解除 行ふ(午後五時五分よりは第二期同様とす)

### 平市統後奉公會々則中變更

既報平市統後奉公會々則中第四條ノ會員ヲ右ノ通變更シタリ

第四條 本會ノ會員ハ左ノ五種トス

- 一、特別名譽會員 毎年百圓以上ヲ納ムルモノ
- 二、名譽會員 毎年五十圓ヲ納ムルモノ
- 三、特別會員 毎年三十圓ヲ納ムルモノ
- 四、普通會員 毎年十圓ヲ納ムルモノ
- 五、贊助會員 毎年五圓ヲ納ムルモノ

### 忠魂ノ遺族表札揭示

平市統後奉公會ニ於テハ統後々援強化週間終日タル十月九日市内ニ於ケル戰死病歿者遺族及傷痍軍人ヲ訪問夫々慰問品ヲ贈呈シ更ニ遺族ニ對シテハ表札『忠魂の家』ヲ揭示シ其ノ榮譽ヲ永久ニ讃ヘルコト、セリ尙表札ハ横二寸二分、縦五寸二分上部ニ日ノ丸ヲ配シタル陶製ノモノナリ

### 市葬執行

故陸軍歩兵中尉高田孝氏ノ市葬ハ九月二十八日午後一時ヨリ平市公會堂ニ於テ青沼市長司祭者トナリ委員長、副委員長、市葬係員夫々分擔盛大裡ニ執行セラレ、八幡ニハ陸軍三長、陸軍三次官、帝國在郷軍人會長、恩賜

財團軍人援護會長、大日本傷痍軍人會長、關係各部隊長、福島聯隊區司令官、福島縣知事ノ各代理官、市名譽職員、官衙長、學校長、隣接町町長、各種團體ヲ始メ一般市民多數參列所定ノ順序ニ依リ野崎委員長ヲ宣シ參列員一同英靈ニ對シ拜禮ノ上神式佛式ニ移リ次テ市長ノ祭詞、陸軍三長官、陸軍三次官ノ代拜、軍人援護會長、大日本傷痍軍人會長、部隊長ノ弔辭代拜、聯隊區司令官、知事代理ヲ始メ其ノ他遂次弔詞玉串奉奠燒香ヲナシ弔電披露、一同拜禮、市長ノ挨拶、遺族代表ノ謝辭、次テ伊藤副委員長閉式ノ辭ニテ午後三時嚴肅裡ニ終了シタリ、更ニ序列ヲ整ヒ沿道各學校生徒堵列一般市民ノ葬送ヲ受ケ、遺骨ハ菩提寺タル飯野村大字白寶國寺ニ埋葬シタリ、尙飯野村ニ於テハ地内沿道ニ警防團、青年團代表、國防婦人會員堵列葬送ヲナシタリ

### 昭和十四年秋季清潔法施行日割

施行月日	衛生區名	字	名	衛生區名	字	名
十月	第廿九區	上平窪	第三十區	中平窪	第卅一區	下平窪
	第卅二區	中 鹽	第卅二區	四 波		
十日	第卅三區	幕ノ内	第卅三區	大 室	第卅三區	鯨 岡
	以上平窪方部全部					
十月	第一區	長橋町	第二區	研、古銀	第三區	紺屋町
	第四區	田 町	第五區	一町目	第六區	二町目
	第十一區	材木町	第十二區	銀治町	第十三區	南山西郡
十日	第十四區	久保町	第十五區	胡摩澤	第十六區	搔樋小路
	第廿四區	舊城跡	第廿五區	八幡小路	第廿七區	北 目
	以上田町大通警察署ニ通スル道路ヲ境堺トシ西全部					

- 第七區 三丁目 第八區 四丁目 第九區 五丁目
- 十月 第十區 新川町 第十三區 南町東部 第十六區 北白銀町
- 第十七區 仲間町 第十八區 鎌田 第十九區 立町
- 廿日 第二十區 堤ノ内 第廿六區 月見町 第廿二區 大工町
- 第廿一區 南白銀町 第廿八區 十五丁目 鐵道官舎
- 以上田町大通警察署ニ通スル道路ヲ境界トシ東全部 但シ道路ニ沿ヘシ西側ヲ同日ニ施行スルモ妨ナシ

秋季清潔法施行に關する注意

- 一、家屋内外床下を清潔に掃除すること
- 二、家財道具疊等を悉く屋外に搬出し十分日光に曝し掃除すること
- 三、床下の塵芥は之を取去り濕潤の箇所は乾燥せる砂又は石炭糞を撒布すること
- 四、屋内疊敷物類の不潔なるものは之を敷替ふること
- 五、便所廳溜溝渠等は之を浚渫掃除し破損の箇所は修繕すること
- 六、本年及前年傳染病發生したる家に在りては床下に生石灰を撒布し患者の用ひたる室及其の附近は石炭酸を以て消毒し更に便所下水溝等は生石灰又は石油乳劑を撒布すること
- 七、前各項の外當該官吏又は吏員に於て指示したる事項を行ふこと
- 八、生石灰、石油乳劑等は可成區に於て購入分配せられたし

九月中文書收受發送數

學務	收	受	發	送	計
庶務	三九九	一八三	五八二		
學務	一一二	二四	一三六		

九月中戶籍寄留件數

產	一〇〇	七三	一八三
兵	二四六	四三	二八九
戶籍	二二二	二四八	四八〇
社會	七九	二二三	三〇二
工務	二九	六五	九四
計	一、二〇七	八五九	二、〇六六

九月中公會堂使用狀況

出生	五七	二一	七八
死亡	二七	一五	四二
離婚	二六	三	二九
其他	三九	一	四〇
計	一五〇	四〇	一九〇
謄抄本	二六三		
閱覽	一四		
證明	六		
計	二八三		
住所寄留	六七		
出寄留	四七		
計	一一四		
謄抄本	一一		

九月中公會堂使用狀況 (續)

一、使用回数	一七
內有	一〇
料	一
無	一
市役所使用	一七
計	一七
料金	二二八、七〇

### 公會堂賣店設置

公會堂賣店設置規則に依り公衆の利便を圖る爲め本年九月十六日より公會堂本館内に賣店を設置し市内中町一八番地松崎宮子經營の任に當り概ね左に掲ぐる品目の販賣をなすこととなれり  
 煙草、菓子、パン類、果物、罐詰、玩具、土産品、藥品、繪ハガキ、新聞、雜誌、雜品、其の他市長の承認を得たるもの

### 乳幼兒檢診成績

本年六月十日十二日十五日(舊平町)、七月一日(舊平窪)實施シタル乳幼兒檢診成績左ノ如シ

満月齡	檢診人員	榮養良	中	不良
一ヶ月	一二	二	九	一
二ヶ月	四三	一四	二九	一
三ヶ月	五五	一五	三六	四
四ヶ月	七九	二七	四七	五
五ヶ月	五〇	一八	三〇	二
六ヶ月	四五	一八	二二	五
七ヶ月	四三	一四	二二	七
八ヶ月	三七	七	二五	五
九ヶ月	五四	一三	三六	五
十ヶ月	四四	一〇	二九	五
十一月	四九	一一	三二	六

病名	性		計分
	男	女	
中耳炎	二	二	六
濕疹	三	九	一二
舌炎	一	一	二
氣管支カタル	六	九	一五
消化不良	九	七	一六
眼瞼炎	一	二	三
痒疹	三	一	四
胃腸カタル	一	三	四
結膜炎	二	一	三
百日咳	二	一	三
脫臼	一	二	三
皮膚炎	一	一	二
感冒	一	一	二
口内炎	一	一	二
クルブングル	一	一	二
禿頭	一	一	二
癩疹	一	一	二
計	五五	四一	九六

日用品小賣相場 (九月末調)

品目	單位	價額
白米 一等	一キロ	二七〇
白米 二等	〃	二六〇
白米 三等	〃	二五〇
平麥	〃	一九〇
味噌 (並)	一貫目	二四〇
味噌 (〃)	〃	六五〇
醬油 (〃)	一升	五〇〇
清酒 (〃)	一升	一五〇〇
木炭 (樽丸)	一貫目	三九〇
木炭 (樽割)	〃	三七〇
砂糖 (雜割)	〃	三八〇
砂糖 (白)	百匁	一七〇
砂糖 (赤)	〃	一五〇
猪肉 (上)	〃	六〇〇
猪肉 (並)	〃	四〇〇
牛肉 (上)	〃	六〇〇
牛肉 (並)	〃	四〇〇

辭令

昭和十四年九月十九日

平市公報 第十九號 昭和十四年十月十五日 (毎月一回十五日發行)

月俸四拾貳圓給與  
 産業課産業係兼務ヲ命ス  
 〃 十四年九月二十八日  
 依願解職  
 〃 十四年九月三十日  
 一時給與金九拾八圓給與  
 〃 十四年十月九日  
 書記ヲ免ス

書記補 荒川一郎  
 書記 大塚清  
 書記 大塚清  
 書記 新妻達男

委員會

九月三十日 水道委員會  
 十月十一日 警備委員會

廳中記事

九月十四日 縣社子鐵倉神社例祭  
 〃 十五日 全  
 〃 十六日 銃後奉公會役員會  
 陸軍歩兵中尉高田孝遺骨平歸着ニ付市長、市會議長、各  
 譽職員、各官衙、學校長、軍人分會、警防團、青年團、  
 各婦人團體員其ノ他多數出迎弔意ヲ表シタリ  
 國防婦人會總會  
 滿洲事變勃發記念  
 軍馬鍛鍊會  
 選舉事務打合ヲナス  
 〃 十七日  
 〃 十八日  
 〃 廿一日  
 〃 廿二日

九月廿三日

橋本新任知事視察會議室ニ於テ吏員一同ニ對シ訓示アリ

廿四日

第一、第二投票所設備ヲナシ各修葺ヲ行フ

廿五日

縣會議員選舉(記事参照)

廿七日

公會堂ニ於テ銃後強調週間實施協議會アリ

廿八日

故陸軍歩兵中尉高田孝市葬(記事参照)

廿九日

戰病歿者遺烈顯彰展覽會ニ關スル協議

十月二日

國民體育大會打合

三日

國民精神總動員銃後強調週間

四日

軍人遺家族慰問ヲナス

五日

助成會役員會

六日

補給令使途並ニ十五年度豫算打合會

七日

慰靈祭

八日

縣社子歛倉神社及飯野八幡神社ニ於テ祈願祭執行

九日

午後一時ヨリ公會堂ニ於テ銃後強調ニ關スル講演會アリ

十日

講師トシテ福島師範學校長近藤篤治氏ノ講演

十一日

午後七時ヨリ全上映畫會アリ

十二日

午後一時ヨリ軍人遺家族慰安會入場者三千數百餘ノ盛況

十三日

會議室ニ於テ勞働統計調査協議會

十四日

午後二時ヨリ全上銃後奉公會々員募集ニ關スル協議  
本日ヨリ秋季清潔法施行  
東北六縣市部財務協議會(記事参照)

十月十五日

水神社祭  
定期慰問袋募集打合  
行政區長、防空群長打合會

昭和十四年十月十五日

發行所 平市役所

發行人 青沼鋒太郎

印刷者 川崎文治

福島縣平市長橋町三五番地

印刷所 常磐毎日印刷株式會社

電話 六三〇番